

令和4年3月28日

栃木県衣服製造業最低工賃の改正について（令和4年4月21日改正発効）

栃木労働局長より、令和4年3月17日付け「[栃木県衣服製造業最低工賃の改正について\(広報依頼\)](#)」をもって、栃木県衣服製造業最低工賃の一部が、令和4年4月21日から改正発効される旨の周知等に係る広報依頼がありました。

詳細は、

- [家内労働者のみなさま及び家内労働を委託されている方へ](#)
 - [栃木県の最低工賃](#)
- をご覧ください。